

Ⅲ. 申請上の注意事項

1. 対象者・申請の理由について

申請前に対象者の条件に当てはまるか否か精査をお願いします【参照：概要と手続き、Q&A】

本サービスは、①低栄養のリスクがある者②買物や調理が困難で見守りが必要な者で、1人暮らしもしくは高齢者のみの世帯又それに準じる世帯の方を対象としています。栄養素の充足や疾病の栄養管理のため、技術的に調理ができない、介護者の負担軽減のためなどが理由の場合は見守りの対象になりません。見守り配食事業利用申請の必要性の判断については、3ページ判断樹を参考にしてください。

また、他のサービス(デイサービス、訪問介護等)利用日は見守りの対象になりません。

①低栄養のリスクがある者とは

次の(ア)(イ)を満たす場合

(ア)BMIが18.5未満である

$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$

例)身長 150 cm、体重 35kg の場合 $35(\text{kg}) \div 1.5(\text{m}) \div 1.5(\text{m}) = \text{BMI}15.5$

(イ)6か月間で2kg以上の体重減少がある

※ 更新の場合はBMIが18.5以下であれば低栄養での申請が可能です。

※ 世帯状況、他のサービスの利用状況は問いません。

②買物・調理が困難とは

一人での外出ができないために日常の買物をするのが困難な者や、身体的に(技術的に出来ない者は除く)調理することが困難なことをいいます。

● 「買物が困難」な状況

- ・ 1人で外出ができない、外出の手段がない
- ・ 日常の買物ができる場所までの移動ができない、移動手段がない

買い物が困難でないといえる状況例

- ・ 本人が普段から車で出かけている等、日常の買物ができる状況である
- ・ 家族等の支援を受けて、日常の買物ができる状況である
- ・ 他のサービスで食事の買い物が可能である

NG

● 「調理が困難」な状況

- ・ 本人が身体的理由や認知症状があり、調理ができない
- ・ 支援者である家族も身体的理由や認知症状があり、調理ができない

調理が困難でないといえる状況例

- ・ 本人や家族が技術的に調理できない
- ・ 家族等の支援を受けて、食事が用意できている状況である
- ・ 他のサービスで調理が可能である

NG

③見守りが必要な状況とは

日中の安否確認が必要で、配食を通して安否確認を行うことが必要な方が対象となります。

見守りが必要な状況例

- ・ 二世帯住宅や同じ敷地内に居住している親族が見守り可能である
- ・ 自分で不自由なく外出ができています
- ・ 訪問介護サービス等の他のサービスで見守りが可能である

NG

見守りに当たらない状況例

- ・ 受け渡し時に本人による応答が出来ない

NG

④高齢者のみの世帯に準ずる世帯とは

高齢者以外の同居家族が次のいずれかに該当していること

- ア 介護保険の事業対象者又は要支援・要介護認定を受けている方
- イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の方
- ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの方
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の方
- オ その他特段の事情がある場合

⑤低栄養以外に栄養の配慮が必要な場合

本サービスは疾病等による食事管理や栄養素の充足を目的とするものではありません。

「買物や調理が困難で見守りが必要である」場合は申請が可能ですが、この条件に当てはまらない場合は利用申請することはできません。

2. 業者との連絡調整について

配食事業者は、市と委託契約を結んでいる事業者から選択していただきます。事業者ごとに、申し込みの時期や方法、内容について特徴がありますので、最新の「配食事業者一覧」をご確認のうえ、配食事業者と緊急連絡先やその対応の確認を行ってください。事前調整の内容について、利用申請書の記載に反映させていただくとともに、必要に応じて利用者へ説明してください。

複数の事業者の併用はできません(一つの事業者を選択)。

また、配食事業者を変更する場合、ひと月の中で二つの事業者の利用はできませんので、月の途中での申請は翌月からの変更となります。

また、利用決定後、利用者又は担当者(ケアマネージャー等)、ご家族等へ利用決定通知書を送付しますので、内容をご確認いただくとともに、配食事業者へケアプランをご提出ください。

3. 適用期間について

適用期間の期限は、ご提出いただいたケアプランの期間(長期目標)としています(最長2年)。ケアプランの期間終了後も引き続き見守り配食事業利用が必要な場合は、ケアプラン再作成による利用申請の手続きをしてください。手続きの書類提出が適用期間終了月の最終開庁日まで

に済んでいる場合は、切れ目なくご利用いただけます。手続きが適用期間を過ぎた場合は、再度手続きするまでの間は補助の対象とならないため、全額自費となります。

ケアプラン期間と認定期間が異なる利用者の場合は特にご注意ください。

また、見守り配食事業の決定については最長2年間としているため、ケアプラン期間が2年を超える場合は、ケアプランの期間の終了日より前に見守り配食事業の期間が終了となる場合があります。決定通知書の見守り配食事業利用開始の欄より配食の期間を必ずご確認ください。

様式第2号（第5条関係）

前 長
令和 年 月 日

371
前橋市
様

前橋市長 小 川 晶

前橋市高齢者支援見守り配食利用開始決定通知書

令和 年 月 日付けで申請された前橋市高齢者支援見守り配食事業の利用について、次のとおり決定します。

被保険者番号	000							
利用者氏名								
見守り配食利用開始	令和6年7月23日から 〔ケアプラン期間〕 令和8年6月30日まで							
配食事業者	事業者名	宅配クック 123				事業者電話番号	027-289-0421	
利用の決定 となる曜日		月	火	水	木	金	土	日
	昼食	○	○		○	○		○
	夕食	○	○		○	○		○
回数	10回/週							
市負担額	1回の配送につき 350円（見守り及び配送料）							
備考	利用しない場合には、配食事業者の決められた時間までに配食事業者へ直接連絡をお願いします。							

※配食登録番号は見守り配食の利用における申請情報の管理のために付けている番号です。

前橋市福祉部長寿包括ケア課
代表224-1111 内線3133
直通898-6133

令和6年7月23日から令和8年6月30日までが見守り配食事業の適用期間です。

4. 申請書作成について

申請書は最新の様式をご使用ください。【入手先：ホームページ、市役所窓口】
(☎17 ページ参照)

または LoGo フォーム (<https://logoform.jp/f/NTCjE>) で申請をしてください。



申請理由はご本人の状況を詳しくご記入ください。

(1) 新規申請について

新規申請は基本情報の提出をお願いします。緊急連絡先は優先順位をつけ、連絡先電話番号を必ずご記入ください。

同意ケアプランの写しを添付してください。(要支援・事業対象者：介護予防サービス・支援計画書、要介護の対象者：第1～3表)

① 利用申請日(市に申請書を提出した日)と配食開始希望日について

配食は利用申請日以降から開始(利用申請書の配食開始希望日を申請日以降の日付で提出)してください。配食業者によっては、市のサービスの開始日の調整が必要なこともありますので、申請前に業者とよく確認をして下さい。

② 利用者基本情報について

利用者基本情報(居宅支援事業者用)の記載内容が含まれたフェイスシートがある場合、手持ちの書式のコピーでも可能です。但し、利用者基本情報(居宅支援事業者用)の下段の同意欄のみ記入し、一緒に添付して提出してください。(LoGo フォームでの申請では、緊急連絡先の入力をしていただくため、基本情報の提出は不要です。)

新規申請時にご提出いただいた、基本情報の緊急連絡先の情報を配食事業者と共有しています。緊急先の優先順位等変更が生じている場合は、再提出してください。

③ 居宅サービス計画書について

居宅サービス計画書は、国が定めるところの第1～3表(必要に応じて4表)の提出をお願いします。

(2) 担当者変更について

利用者の状態区分(事業対象者・要支援・要介護)の変更に伴い、担当者が変わった場合は、内容等引継ぎをお願いします。必要に応じて手続きをしてください。

(3) 変更申請について

<業者変更>

ひと月に利用できる業者は1事業者としているため、申請翌月からの切り替えとなります。

<回数・曜日変更>

10日までの申請は当月中、11日以降の申請は翌月からの切り替えとなります。

<サービス担当者会議について>

軽微な変更について、見守り配食事業に限って実施をするというような取り決めはありません。サービス担当者会議の実施については、居宅サービスや介護予防サービス等を利用する場合と同様です。実施しない場合であっても、利用の変更になった理由や相談内容の記

録を支援経過記録表等に記載して提出をお願いします。なお、介護予防ケアマネジメントCにより見守り配食事業のみを利用する場合には省略可能です。

(4)配食を終了する場合について

6か月以上の入院や施設入所等により配食を終了することとなった際には、すみやかに終了届のご提出をお願いいたします。一時的な中止や再開の可能性がある場合には、決まり次第配食事業者との調整をお願いいたします。

また、適用期間中であっても、6か月間連続で利用がなかった場合は、適用期間を終了いたします。自動終了となりますが、可能な限り終了届の提出をお願いいたします。自動終了後の再利用は新規申請となりますので、必要に応じて利用申請をお願いいたします。

(5)介護サービス利用がない要介護(1～5)認定者の手続き

配食希望者が要介護(1～5)認定を受けていて、他のサービス利用がない場合は、介護予防係が担当しますので、ご連絡ください。また、ケアプラン作成にあたり配食希望者の基本情報等の情報を提供いただくことがありますので、ご協力よろしく申し上げます。なお、見守り配食事業利用のみのケアプランを担当者が作成することは可能ですが、作成費は請求できません。

(6)区分変更について(☞18 ページ参照)

◆利用中の方が区分変更した場合

配食の認定期間中の区分変更は、区分の変更が確定してから更新申請をしてください。暫定期間中は申請は必要ありません。回数や曜日の変更がある場合は変更申請書をご提出下さい。

◆事業対象者の介護認定新規申請について

利用中の方が新規申請した場合は、認定結果判明後に更新の手続きをしてください。

◆暫定期間中に配食の認定期間が終了する場合

区分変更申請前の現行の区分で申請をしてください。目標期間を記載した暫定ケアプランを添付してください。区分が決定次第、決定した区分をお知らせください。決定区分により決定通知を作成します。利用者の認定区分により、配食登録番号が変わり事業者の請求手続きにも係ることから、速やかに報告をしてください。区分の決定結果により、ケアプラン再作成となる場合は、改めて更新申請をしてください。

区分変更により担当者が変わる場合は速やかに手続きできるよう、引継ぎをしてください。

◆暫定期間中の見守り配食事業の新規申請

決定プランを添付する必要があるため、暫定期間中の見守り配食事業の新規申請はできません。決定となってから申請をしてください。

(7)申請書の支所への提出について

大胡、宮城、粕川、富士見各支所に提出される場合、申請書が長寿包括ケア課に届くまで1～3日要し、その後審査となります。申請日は支所に提出された日となりますが、内容に不備があった場合に備え、開始日まで余裕を持った日程でご提出ください。新規申請である、区分変更をしているなどの際は、事前に長寿包括ケア課にご連絡のうえ、申請をしてください。

5. 利用変更通知書や利用決定通知書について

見守り配食事業利用の決定後、利用決定通知書を送付します。記載内容を確認いただくとともに、配食事業者へ同意ケアプランの写しを提出してください

①受付から通知書発送について

金曜日から翌木曜日までを1クールとして受付しています。その後審査、発送準備し、決定通知を発送しています。暫定期間中の更新申請については、決定区分の連絡をいただいた後、決定通知発送の手続きに入ります。LoGo フォームでの申請で、ケアプランを添付できない場合は、フォームでの申請後に窓口でケアプランを提出していただいた段階で、受付となります。

通知発送日は受付締切日翌週の金曜日、金曜日が祝日にあたる場合は直近の開庁日となります。(年度末、ゴールデンウィーク、年末年始等により通知日が変更になる場合があります。)

例) 3日(金)~9日(木)の受付については、17日(金)に発送

17日(金)が祝日の場合は直近の開庁日(16日(木))に発送

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					
			受付						審査期間									通知 発送							
										受付						審査期間									

②利用変更通知書や利用決定通知書の配食登録番号とは

市が見守り配食事業利用における申請情報の管理をするために付けている番号です。申請ごとに配食登録番号が変わります。

③見守り配食事業は通知書による決定内容に限り有効となります。

なお、利用申請内容の変更をした場合、新しい通知書に差し替わるとともに配食登録番号が変更となります。新しい通知書に差し替わった場合、過去の通知書の決定内容による見守り配食事業の適用はありません。

6. 市負担額について

①決定通知書でお知らせします。

申請後に審査をするため、決定前に補助額がいくらになるかはお答えできません。ただし介護保険の負担段階区分が第1~第3段階の方(生活保護受給者を除く)については100円上乗せとしているので、本人から確認して想定は可能です。

②県外から前橋市に転入してすぐの申請について

保険料が確認ができないため、250円の補助とします。保険料の決定通知等で区分が判明し、その結果により補助額が変わる場合は、改めて申請をしていただければ新しい区分の補助額に変更いたします。

7. ケアマネジメントCのケアプラン作成費について

ケアプラン作成、ケアプラン再作成をした際に、ケアプラン作成費を請求できます。

ア、イー(イ)、ウがあたります。

初回加算はアの新規ケアプラン作成時に限り請求できます。

8. ホームページの活用について

利用・変更等の申請を行う際は、ホームページにてサービス内容等の確認をお願いします。手続き方法や確認いただきたい点、事業者情報など変更が生じた場合は、市ホームページにおいてお知らせしています。更新は変更が生じた際に行うため不定期となりますが、手続きの際は必ずご確認ください。